

日本建築士事務所協会連合会（日事連、東京・中央）は二日、国土交通省に対して運用上の不備が指摘される改正建築基準法の手続きの柔軟化や制度の改善を求める要望書を提出した。

六月に施行された改正建築基準法は高さ三十九メートルを超える建物について、構造計算の二重チェックを必要とするなど建築確認申請の厳格化が柱。耐震強度偽装事件を背景にしているが、誤字脱字やその場で修正が可

## 改正建築基準法 改善求める

### 日事連、国交省に要望書

会見する三栖会長(左)



可能なミスでも申請書の再提出を求めるなど制度の硬直化が問題視されている。

要望書では運用の円滑化のほか、自治体や対応機関ごとに偏りがある審査基準の統一や再申請における料金の一重請求の中止などを挙げている。

同日都内で会見した日事連によると、手続きの厳格化で工事が滞り工期に大幅なズレが生じるなど問題が発生しているという。日事連の三栖邦博会長は「運用が過度に厳格化され、現場は大きく混乱している」と不満を語った。

日経産業新聞

2007. 10. 3